

島根県県民いきいき活動促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県内の県民いきいき活動をより一層促進するとともに、県行政における協働を推進するために、本県が取り組むべき関連施策等について広く意見を聴し、今後の県民いきいき活動促進の施策展開に資するため、島根県県民いきいき活動促進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 県民いきいき活動の促進方策に関すること。
- (2) 県民いきいき活動団体と行政との協働の促進施策に関すること。
- (3) 島根県社会貢献活動促進基金の運用に関すること。
- (4) その他、この委員会の設置目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県民いきいき活動実践者
- (2) 学識経験者
- (3) 企業関係者
- (4) 関係団体及び市町村の職員
- (5) その他、県民いきいき活動に深い関心と見識を有する者

3 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長2名を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 委員会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは委員長が任命する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は公開とする。

4 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は県民いきいき活動庁内推進会議に置き、庶務は環境生

活部環境生活総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この委員会の設置当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は第5条の規定にかかわらず知事が招集するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。